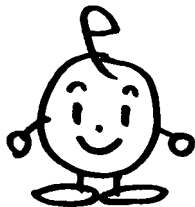


上と福祉の増進をめざして、市内で活動する女性団体の連携および情報交換と親睦を通じて団体活動の活性化を図るとともに、男女共同参画社会の実現を図ることを目的にして活動しています。
申込先: 女性会館 (神野ふ頭町ライフポートとよはし内 ☎ 33・2800)

こどもエコクラブ

対象: 幼児から高校生までの2人以上とサポートする大人1人以上のグループ **活動内容:** こどもたちが自主的に地域の自然や環境について考え、活動します。テーマは自由ですが環境省が提案するプログラムに沿って行うことができます **参加料:** 無料 **申し込み:** 申込用紙で環境保全課 (市役所西館5階 ☎ 56・5126) ※申込用紙は環境保全課、環境省ホームページ (<http://www.env.go.jp/kids/ecoclub/>) で配布中 **問合せ:** 環境保全課 (☎ 51・2385)



こどもエコクラブ
イメージキャラクター
「エコまる」

植物園ボランティアガイド

来園者に植物の案内をするボランティアを募集します。植物の世話をする作業はありません。
対象: 18歳以上で豊橋および近郊に住む無報酬で活動できる方 **定員:** 若干名 **申し込み:** 5月31日までに動植物公園 (〒441-3147 大岩町字大穴 1-238 豊橋みどりの協会内 ☎ 41・2185)

募集



男女共生だより編集委員 とセミナー企画運営委員

■男女共生だより「花づな」編集委員

内容: 男女共生だより「花づな」(年2回発行の男女共同参画社会実現に向けた意識啓発誌)の掲載記事の取材・編集。会議への出席(月1~2回) **募集人員:** 6人

■女性会館市民企画セミナー企画運営委員

内容: 女性会館で開催する市民企画セミナーの企画・運営。会議への出席(月1~2回) **募集人員:** 5人

[共通事項] **対象:** 成年 **その他:** 6か月以上就学前の託児室あり(予約制。おやつ代・教材費が必要) **申し込み:** 5月1日までに女性会館(神野ふ頭町ライフポートとよはし内 ☎ 33・2800)

我が家の環境大臣・エコファミリー

内容: 毎日の生活で環境にやさしい行動を心掛けることを家族で宣言し登録すると、リーダーが環境大臣から「我が家の環境大臣」に任命されます。ウェブサイトをとおして楽しいエコライフ情報の紹介などがあります **登録費用:** 無料 **申し込み:** 環境省ホームページのエコファミリーウェブサイト (<http://www.ecofamily.go.jp/>) から年間をとおしていつでも登録できます **問合せ:** 環境保全課 (☎ 51・2385)

豊橋女性団体連絡会会員


豊橋女性団体連絡会は、女性の地位向

雨水貯留槽購入に 補助金を交付します

対象: 市内在住で居住地に雨水貯留槽を設置する個人 **補助金額:** 本体価格(消費税含む)の2分の1以内(限度額1万8,000円) **交付条件:** 1世帯1基まで。交付を受けるには購入前に窓口での申請手続きが必要です。購入後に申請しても補助金は交付されません **申し込み:** 申請書で直接(郵送不可)、環境保全課(市役所西館5階) ※申請書は環境保全課、ホームページ (http://www.city.toyohashi.aichi.jp/kankyo_hozen/download/usui.html) で配布中 **問合せ:** 環境保全課 (☎ 51・2390)

太陽光発電システムの設置に 補助金を交付します

対象: ①自ら居住する市内の住宅に太陽光発電システムを設置する個人②市内の保育園および幼稚園 **補助金額:** ①最大出力1kwあたり8万円、限度額32万円(4kw上限) ②補助対象システム設置費用の2分の1、限度額340万円(1kwあたり34万円上限)。啓発用表示装置設置費用の2分の1、限度額50万円 **交付条件:** 交付を受けるには設置工事前に申請手続きが必要です。設置工事後に申請しても補助金は交付されません **申込先:** 申請書で直接(郵送不可)、環境保全課(市役所西館5階) ※申請書は環境保全課、ホームページ (http://www.city.toyohashi.aichi.jp/kankyo_hozen/download/taiyo.html) で配布中 **問合せ:** 環境保全課 (☎ 51・2385)

 **子どもの医療費助成
対象年齢が拡大され
ました**

問合せ 子育て支援課
(☎ 51・2335)

情報ピックアップ

4月1日から、乳幼児医療費助成制度が「子ども医療費助成制度」になり、医療費の助成対象が「就学前まで」から「通院は小学校3年生まで、入院は中学校3年生まで」に拡大されました。医療費受給者証は小学校3年生まで交付されます。新しく対象となった小学校1年生から3年生までの保護者で、子ども医療費受給者証の手続きがまだお済みでない方は申請をしてください。なお、未就学児の保護者で乳幼児医療費受給者証をお持ちの方は、期限まで使用できますので申請は不要です。

申請に必要なもの ①子どもの氏名が記載された健康保険証②印鑑

申請場所 子育て支援課(東館2階) **その他** 小学校4年生から中学校3年生までの子どもについては、4月1日以降の入院医療費(保険診療によるものに限る)が申請により還付されます

真、書などの作品発表を希望される方
その他: 企画展などで利用できない期間があります
申し込み: 4月1日から15日までに仮申込書を美術博物館(☎51・2882) ※仮申込書は美術博物館で配布(月曜休館)

る団体・グループ **申し込み:** 4月25日までに女性会館(☎33・2800)

美術博物館企画展示室利用者

対象: 12月から来年3月まで絵画、写

豊橋男女共生フェスティバル参加団体・グループ

対象: 来年1月18日(日)にライフポートとよはして開催を予定している「男女共生フェスティバル」の実行委員会に参加す

情報ピックアップ



国民健康保険税納税通知書(第1期分)を送ります

問合先 国保年金課(☎51・2295)

平成20年度国民健康保険税第1期分(仮算定)の納税通知書を4月10日付けで世帯主に発送します。

今回の納税通知書について

■世帯主が納税義務者です

世帯に国民健康保険の加入者がいれば、平成20年4月から後期高齢者医療制度(高齢者医療)に加入した世帯主あてにも、納税通知書を発送しています。

■課税額

第1期分(仮算定)は、平成20年度の市民税額と固定資産税額が確定していないため、平成19年度の課税額を年間の納期数(8回)で割った金額相当額です。

第2期(8月の本算定)以後の課税額は、平成19年の所得、平成20年度の固定資産税額、被保険者数および加入月数で算定します。

■税額の修正の申し出ができます

平成20年度の税額が平成19年度の税額の2分の1未満と認められる場合には、第1期の納税通知書を受け取った日の翌日から30日以内

に、税額の修正を申し出ることができます。

なお、今回の課税額の基礎となった平成19年度の課税額には平成20年4月に高齢者医療へ移行する人の分が含まれています。本算定では除いて算定しますので、第1期の金額と第2期以後の金額が大きく異なる場合があります。

■コンビニエンスストアでも納められます

今回の仮算定分から、納付書裏面記載のコンビニでも納められるようになります。ご利用ください。

平成20年度の変更点※地方税法等の改正(予定)後の内容です

■後期高齢者支援金等課税の新設

高齢者医療に対して国民健康保険などの医療保険者が支援するものです。

■2割軽減・市独自減免の自動適用

後期高齢者支援金等分は、医療分と同様に全被保険者に課税されます。国の制度である2割軽減および市の制度である10%減免・20%減免・

40%減免について、平成20年度から申請が不要となりました。

■高齢者医療創設に伴う緩和措置

(1) 国保から高齢者医療への移行者を含めた軽減・減免判定(移行後5年間)

(2) 国保から高齢者医療への移行者があり、国保加入者1人の世帯は、世帯別平等割を半額(移行後5年間)

(3) 旧被扶養者の減免(加入後2年) 被用者保険本人の高齢者医療移行時に国民健康保険に加入した被扶養者(加入時65歳以上)の緩和措置

① 所得割・資産割の免除
 ② 7割・5割軽減に該当しない場合、被保険者均等割を半額
 ③ ②に該当し、②に該当しない旧被扶養者のみの国保世帯は、世帯別平等割を半額

(3)の減免の適用には申請が必要です。対象者には加入後に市から申請書を発送する予定です。

■平成20年度税率と課税限度額※地方税法等の改正(予定)後の内容です

	医療分 0歳～74歳の方が対象	後期高齢者支援金等分[新設] 0歳～74歳の方が対象	介護分 40～64歳の方が対象
所得割	市民税所得割額 ×134/100(188/100)	市民税所得割額 ×54/100	市民税所得割額 ×45/100(45/100)
資産割	固定資産税額(土地・家屋) ×24/100(33/100)	固定資産税額(土地・家屋) ×9/100	固定資産税額(土地・家屋) ×6/100(10/100)
被保険者均等割	被保険者1人につき25,200円 (34,200円)	被保険者1人につき9,000円	被保険者1人につき9,900円 (10,200円)
世帯別平等割	1世帯につき20,400円(27,600円)	1世帯につき7,200円	1世帯につき6,000円(6,000円)
課税限度額	470,000円(560,000円)	120,000円	90,000円(90,000円)

※課税限度額はこれまで医療と介護を合わせて65万円でしたが、後期高齢者支援金等分を新たに含め、合計で68万円になり、3万円引き上げられます。
 ※()内は平成19年度の税率です。